

第3回 西川利用対策会議 資料

◇ 脇田フィッシャリーナについて(北九州市からの説明・別紙参照)

1. 係留船実態調査結果(9月～10月に実施した調査結果)
2. 周辺施設の現状と係留の可能性(漁協ヒアリング結果より)
3. 不法係留に対する警告等の実施について
4. 廃船に対する対応(西川の陸上にある廃船の扱い)

平成21年11月13日

遠賀川河川事務所

1. 係留船実態調査結果

(1) 係留の実態

- ・係留状況を把握するために**係留船舶数と工作物の確認**

平成21年9月28日(月)～30日(水)に実施
(天気＝曇り・雨、微風)

(2) 利用の実態

- ・**朝何時頃から利用しているのか、どこに駐車しているか**を確認

平成21年10月11日(日)に実施
(天気＝晴れ、微風、気温24℃ 小潮)

(1) 係留の実態 (9/28～30)

調査項目

- ・船舶数および係留状況(沈・廃船など)
- ・船舶検査番号
- ・工作物



船舶数および係留状況の確認調査



船舶検査番号の確認調査



工作物の実態調査

遠賀川下流域における 不法係留・放置の船舶数

国管理河川

西川 (JR鉄橋まで)	右岸	345隻
	左岸	289隻
	計	634隻
本川等(汐入川を含む)		142隻
その他地域 (陸上等における放置等) ^注		39隻
合計		815隻

県管理河川

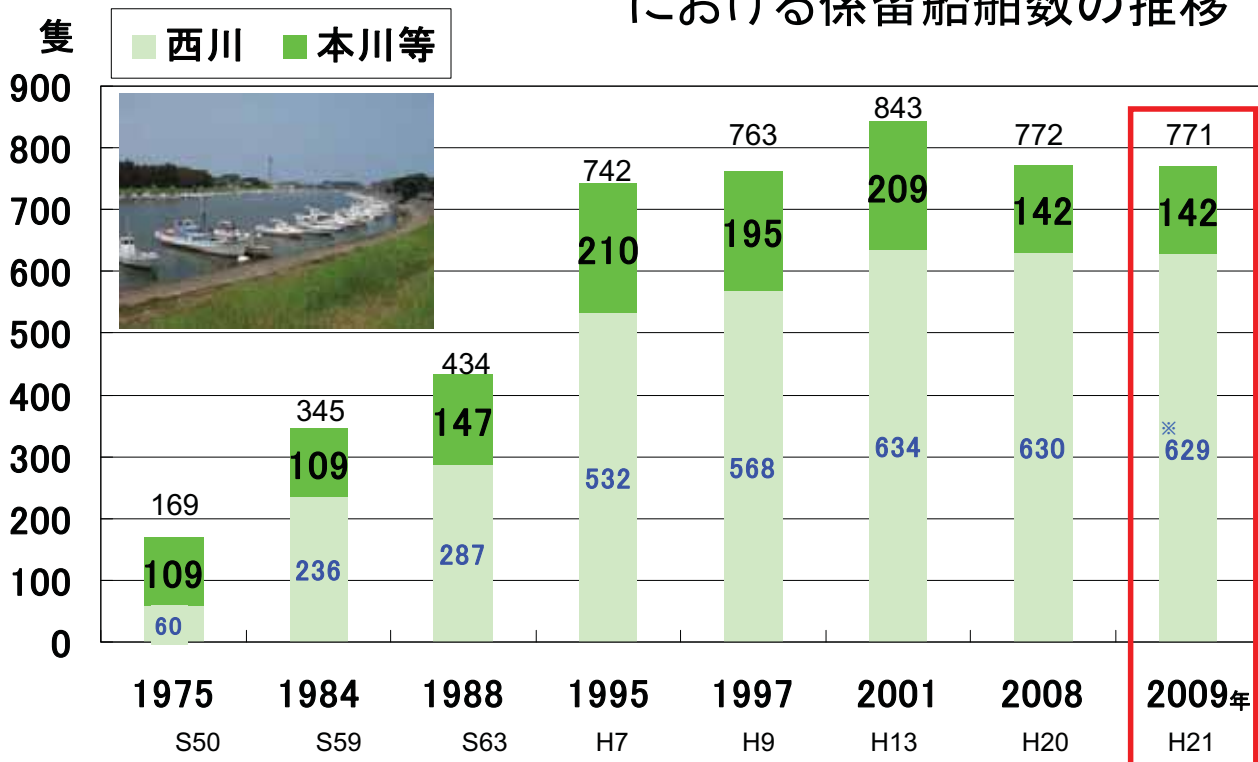
吉原川	4隻
戸切川	7隻
江川	54隻
合計	65隻

総計 880隻

注) 河川区域外における陸上放置は、河川法違反による不法係留ではないが、船舶が無造作に放置してあることから実態調査結果に含めた。



西川(JR鉄橋周辺を除く)および 遠賀川本川等(汐入川を含む) における係留船舶数の推移



※2009年の西川の数を経年変化との比較ができるように
JR鉄橋周辺の不法係留船(5隻)を除いた数

遠賀川下流域における不法係留・放置の内訳

		総数	検査済	その他			
				検査切れ	不明	沈船	廃船
国	西川（JR鉄橋まで）	634隻	512	62	26	2	32
	本川等	142隻	88	7	12	0	35
	その他地域	39隻	14	1	2	0	22
県	吉原川	4隻	2	0	1	0	2
	戸切川	7隻	6	1	0	0	0
	江川	54隻	43	5	14	0	6
総計		880隻 (100%)	665隻 (76%)	76隻 (9%)	55隻 (6%)	2隻 (0.02%)	97隻 (11%)

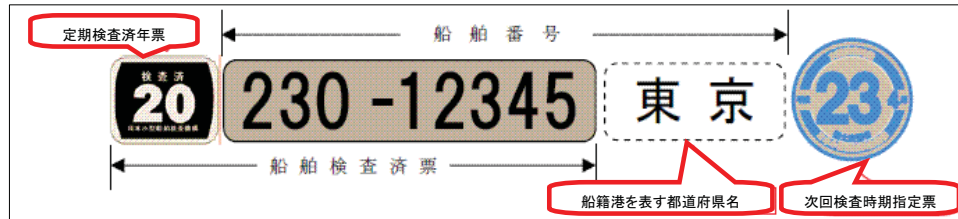
端数調整（四捨五入）で100%にはならない

検査済とは、

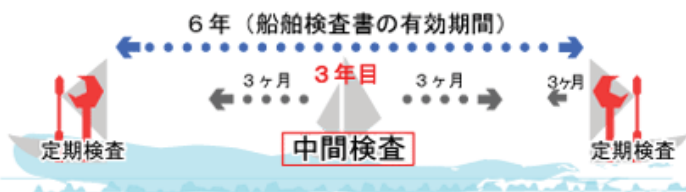
小型船舶検査機構による定期検査の検査期間が有効な船舶
(航行しても問題がない船)

検査済みでない場合は、「小型船舶の登録等に関する法律」違反となる

小型船舶検査機構による検査済票の例



1. 一般の小型船舶（旅客船以外）



注)

3年目の中間検査については、その検査済年票が隠れた場所に貼っている場合等もあると考えられる。そのため、今回は、基本的に黒い定期検査済票で判断した。

検査切れの例

小型船舶検査機構による船舶検査は、6年に一度実施する必要がある。注)

そのため、定期検査済年票が平成14年より前のものは検査切れと判断できる。

“今年が平成21年であるから

平成21年－6年＝平成15年

平成20年－6年＝平成14年

(平成20年の年票でも10月、11月、12月の3ヶ月の期間内に検査を受ければ6年以内になると想定)

となる”



検査番号が不明な船舶の例
(カバーがあり番号が確認できない等)



検査番号が不明な船舶の例
(番号が消され確認できない等)



沈船している船舶例

沈船は、
船の一部に水が入っていることを基本に分類

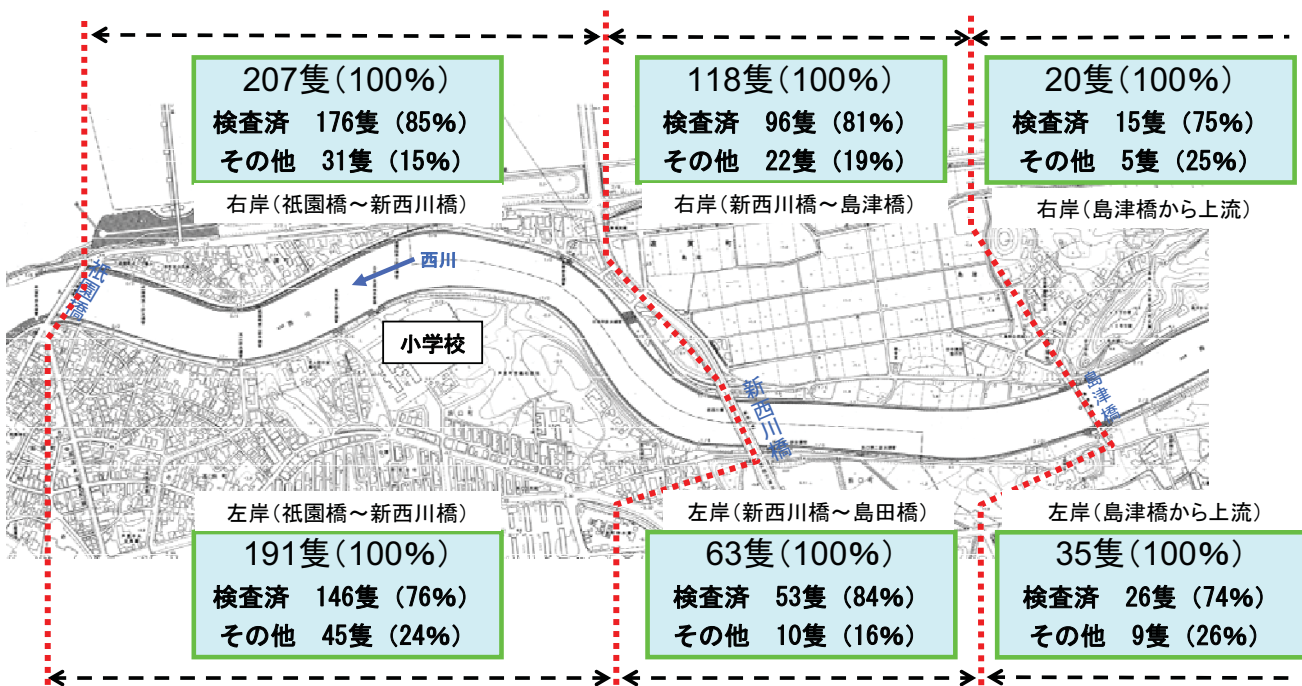


廃船としている船舶例

廃船は、
外見からみて船の一部が破損、またはゴミが散乱している、草が生えている、陸上に放置されているなどを基本に分類

西川における実態 (全体**634**隻100% 検査済**512**隻81% その他**122**隻19%)

← 西川右岸 **345**隻 →



← 西川左岸 **289**隻 →

西川(JR鉄橋までを含む)における係留船の内訳

		総数	検査済	その他			
				検査切れ	不明	沈船	廃船
右岸	島津橋より上流	20 (100%)	15 (75%)	1 (5%)	1 (5%)	1 (5%)	2 (10%)
	島津橋～新西川橋	118 (100%)	96 (81%)	10 (8%)	6 (5%)	0 (0%)	6 (5%)
	新西川橋～祇園橋	207 (100%)	176 (85%)	12 (6%)	8 (4%)	1 (0.5%)	10 (5%)
右岸計		345隻 (100%)	287隻 (83%)	23隻 (7%)	15隻 (4%)	2隻 (0.6%)	18隻 (5%)
左岸	島津橋より上流	35 (100%)	26 (74%)	5 (14%)	1 (3%)	0 (0%)	3 (9%)
	島津橋～新西川橋	63 (100%)	53 (84%)	3 (5%)	2 (3%)	0 (0%)	5 (8%)
	新西川橋～祇園橋	191 (100%)	146 (76%)	31 (16%)	8 (4%)	0 (0%)	6 (3%)
左岸計		289隻 (100%)	225隻 (78%)	39隻 (13%)	11隻 (4%)	0隻 (0%)	14隻 (5%)
合計		634隻 (100%)	512隻 (81%)	62隻 (10%)	26隻 (4%)	2隻 (0.3%)	32隻 (5%)

まとめ

遠賀川下流域には、不法係留・放置などの船舶が880隻あり、このうち、少なくとも230隻(約26%)は検査が切れているなど**利用されていない船舶**と考えられる。

西川では、不法係留されている船舶は634隻でこのうち、少なくとも122隻(約19%)が**利用されていない船舶**であると思われる。なお、西川における**沈・廃船は34隻(約5%)**となっている。

西川における沈船について

調査では沈船が2隻確認できたが、うちの1隻が流れ出したため河川管理上問題があると判断し、所有者特定を実施したが、検査番号等が不明のため、所有者が特定できずに、河川管理者が高水敷に引き上げた。

なお、もう1隻は、自主的に船内の水を汲みだし係留されている。

1週間程度の中に、約300m下流に流される



9月27日の調査時(西川・右岸・2.2km付近)



10月9日に引き上げ

西川(右岸)0k100m 沈船 (H21.10.21)
現在では、自主的に水を汲みだし、今は通常の係留となっている



10月上旬までは沈船の状態



10月21日船舶より水を抜き沈船回復
(自主的に実施した模様)



沈船跡



沈船跡

遠賀川下流域(国管理区間)における工作物

単位)基

	係船柱	係船環	栈橋	その他
西川	894	790	0	36 (階段・船台類)
本川など	0	0	18	49 (物置・船台類)
計	894	790	18	85



係船柱
船をつなぐための柱 (50cm~80cm) が多い



係船環
環になった金具で船をつなぐもの



栈橋
本川周辺



栈橋
汐入川周辺



その他（階段）

鉄製やブロック製の階段が設置されている



その他（物置）

漁具などが収納されている

西川における工作物

単位)基

		係船柱	係船環	その他
右岸	島津橋より上流	63	3	0
	島津橋～新西川橋	137	46	2
	新西川橋～祇園橋	132	399	29
右岸計		332	448	31
左岸	島津橋より上流	43	4	0
	島津橋～新西川橋	165	71	3
	新西川橋～祇園橋	354	267	2
左岸計		562	342	5
西川合計		894	790	36

西川における工作物は、全体で係船柱が多いが、下流側（新西川橋～祇園橋）をみると、係船環が中流・上流域よりも多いことが分かる。

(2)利用の実態(10/11に調査を実施)

①西川の通航状況

→朝4時から夕6時までの通航状況

②西川における航行速度

→出船・入船時の航行速度状況
(参考としての騒音)

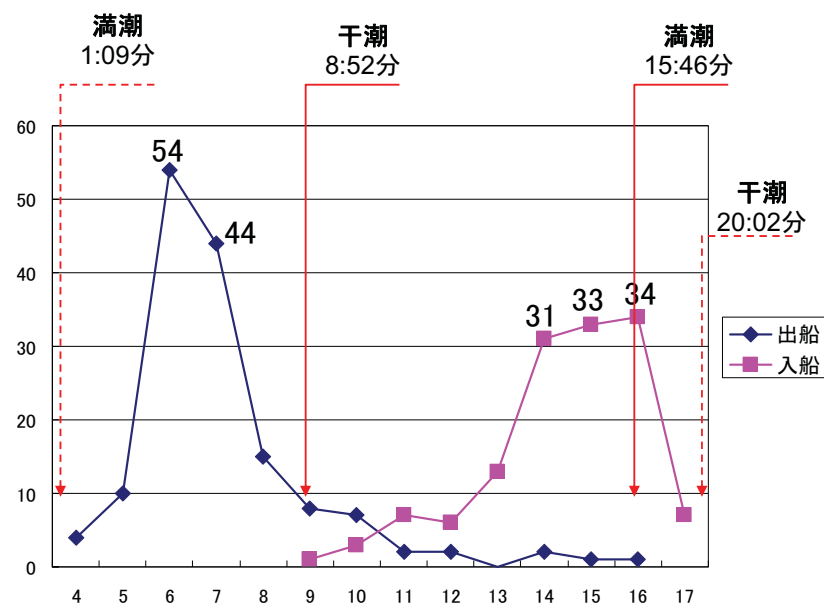
③西川周辺の駐車状況

→2時間ごとの沿川踏査による駐車状況



西川の通航状況(10/11・朝4時～夕6時 晴れ 微風)

時間帯	出船 (隻)	入船 (隻)
4時～5時	4	0
5時～6時	10	0
6時～7時	54	0
7時～8時	44	0
8時～9時	15	1
9時～10時	8	1
10時～11時	7	3
11時～12時	2	7
12時～13時	2	6
13時～14時	0	13
14時～15時	2	31
15時～16時	1	33
16時～17時	1	34
17時～18時	0	7
合計	150	136



出船は、6時～8時がピーク

入船は、14時～17時がピーク

出・入船のスピード (平均約16km/h 最高約31km/h)

	サンプル数	平均		最大値	
		時速	ノット	時速	ノット
出船	10	12.9km/h	6.9kt	21.3km/h	11.5kt
入船	46	18.4km/h	10.0kt	30.7km/h	16.6kt
全体	56	15.7km/h	8.5kt	-	-



出船より入船の方が速度を上げる傾向がある



航走波によって係留船舶が大きく揺れる



8～10ノット以上になると航走波が大きいと思われる
そのため、係留船舶が大きく揺れる

参考

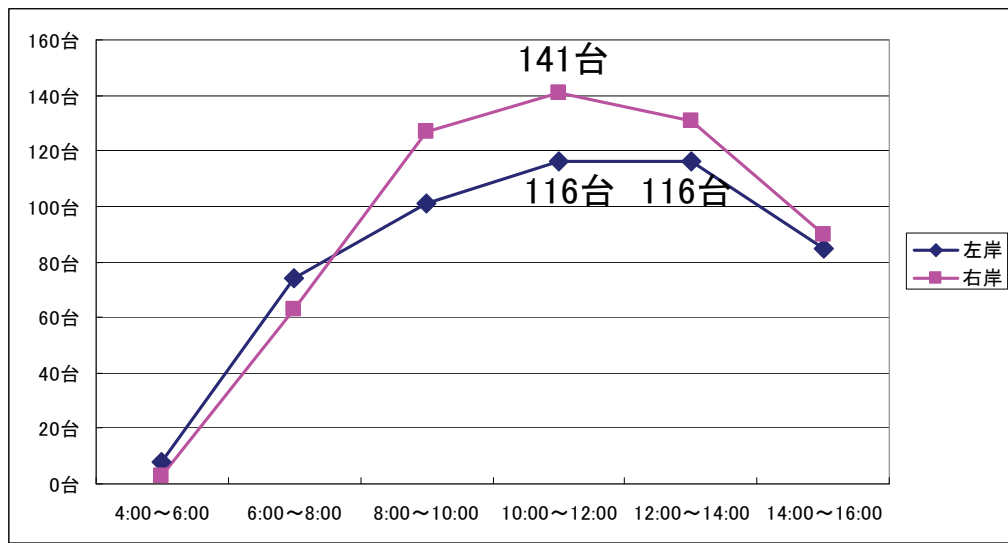
航行している船舶の騒音を計測すると **平均で60～63db** (デシベル)で、船舶の航行がない静穏時(31～50db)よりも15～30db程度大きい音となっている。なお、静穏時は、早朝4時(31db)午前10時(40db)午後4時(49.5db)となっている。

	サンプル数	平均値	最大値
出船	22隻	60db	67db
入船	44隻	63db	72db

調査中に車やオートバイが通行する騒音は、約56～68dbであった。この結果から、**船舶が通行する騒音(平均)と車両が通行する騒音とは同レベル**であることが分かる。

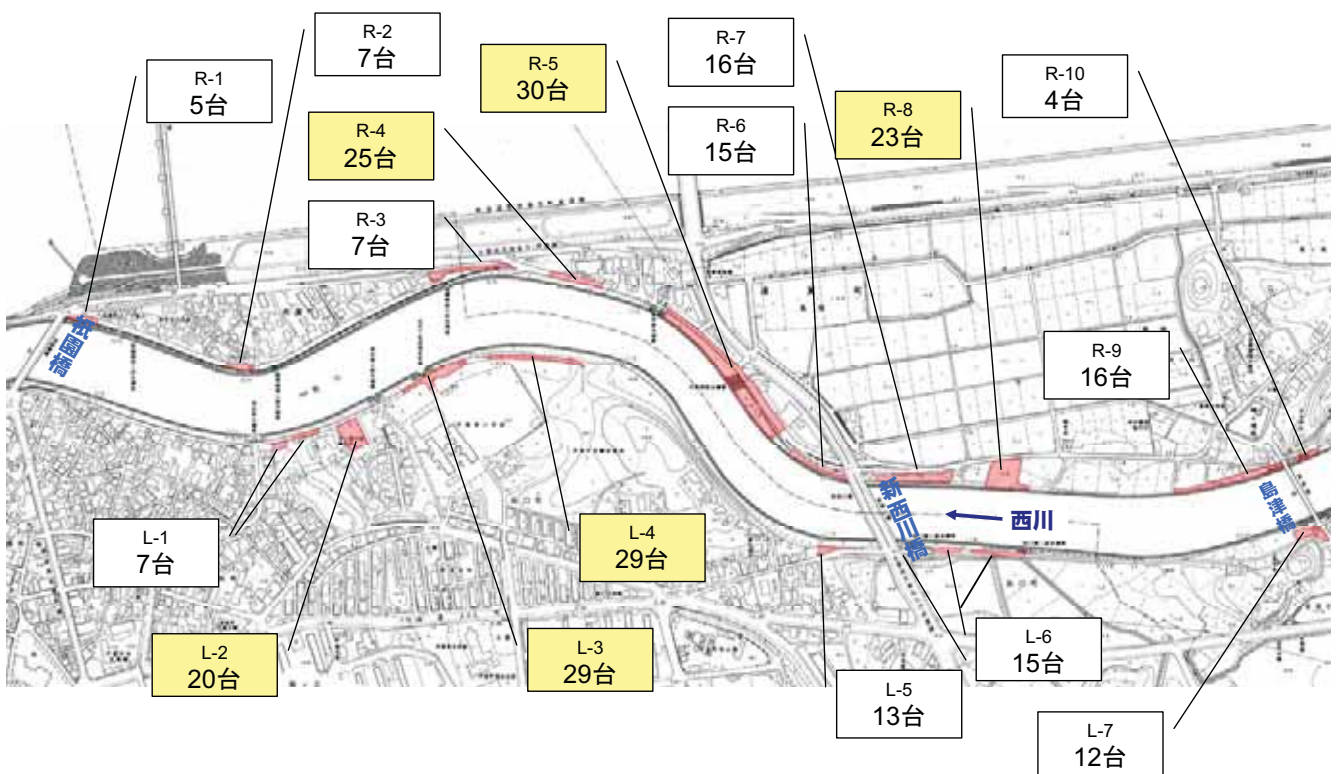
西川周辺の駐車状況

(最大ピーク時 路上駐車など257台)



時間帯	4時~6時	6時~8時	8時~10時	10時~12時	12時~14時	14時~16時
右岸	3台	63台	127台	141台	131台	90台
左岸	8台	74台	101台	116台	116台	85台
合計	11台	137台	228台	257台	247台	175台

駐車状況(最大ピーク時 路上駐車など257台)



左岸の駐車状況



R-1



R-2



R-3



R-4



R-5



R-6



R-7



R-8



R-9

水色の枠の写真は河川区域内の駐車



R-10

右岸上流の駐車状況

左岸の駐車状況



L-1



L-2



L-3



L-4



L-5



L-6



L-7

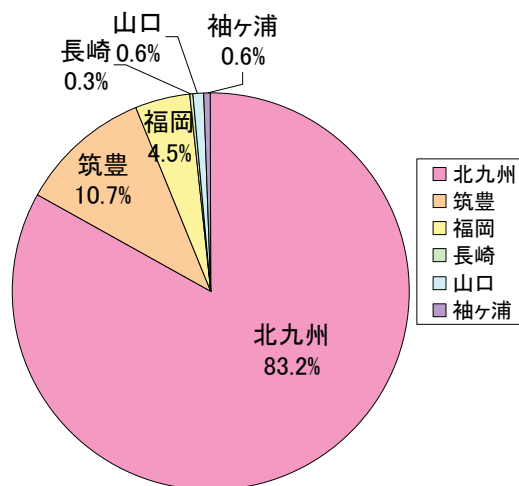
水色の枠の写真は河川区域内の駐車

黒色の枠の写真は河川区域外駐車

ナンバープレートにみる発地

駐車している車両のナンバープレートの多くが北九州であった。

局名	台数
北九州	257台
筑豊	33台
福岡	14台
長崎	1台
山口	2台
袖ヶ浦	2台
合計	309台



2. 周辺施設の現状と係留の可能性

(漁協からのヒアリング結果を踏まえての検討)

遠賀川下流周辺の港の位置図



漁業協同組合へのヒアリング結果から

※ヒアリングの中で聞き出した実態であり、未確認情報も含まれる

① 芦屋港の現状と可能性について

ヒアリングから
漁港機能を持つ泊地では、これ以上
船舶の受入は不可能。
もし受け入れるのであれば、**港湾機能の泊地や用地を活用**することが考えられる。



ヒアリング結果からの想定
◇港湾機能用地を活用すると陸上保管で
50隻程度係留可能(注)



芦屋港

(注)

港湾機能用地0.5haを活用できると仮に想定し、陸上保管用地・0.25haの場合約50隻の保管が可能となる(残りの0.25haは駐車スペース等として利用)

② 柏原漁港の現状と可能性について

ヒアリングから
柏原漁港では、町の条例と漁港漁場整備法に基づき、現在、**32隻のプレジャーボート**を受け入れている。
(年間係留料7.5mの船で約6.5万円・利用時間の制限なし)
なお、現在の**余力は2隻程度**あるかもしれない。
今後受け入れる可能性は、**防波堤背後の水面**が考えられる。



柏原漁港



ヒアリング結果からの想定
◇受け入れ施設での余力は2隻程度
◇防波堤背後の水面に係留施設を設置した場合は、**20隻程度係留可能**(注)

(注
防波堤背後のうち100mが利用できると仮に想定すると、1隻・5m間隔で係留させると約20隻の係留が可能

③ 波津漁港の現状と可能性について

ヒアリングから
波津漁港では、最盛期には100隻程度の漁船があつたが、現在は40隻程度が利用している。
今後、プレジャーボートを受け入れるには、**既存の漁港機能との調整が整えば可能**かもしれない。



ヒアリング結果からの想定
◇最盛期に100隻程度の漁船が係留されていたことを踏まえ、泊地の余裕を活用すれば**50隻程度の受け入れが可能**(注)

(注
既存の漁港機能との調整ができたと仮定した場合

ヒアリング結果などから仮に想定した受け入れ可能数

	現保管 隻数	想定した受け入れ 可能隻数	留意点
柏原漁港 プレジャーボ ート係留棧橋	32隻	あと2隻程度	
柏原漁港 防波堤背後	—	可能性として約20隻	防波堤周辺を係留許可区域にする必要がある。また、防波堤までのアクセス（橋梁）等が必要。
芦屋港 港湾機能西側	—	可能性として約50隻	港湾の利用計画等の見直しが必要。また、マリーナの運営主体を考える必要がある。
波津漁港	—	可能性として約50隻	岡垣町の漁港管理条例や漁港漁場整備法を踏まえ、放置禁止区域と係留許可区域の設定をする必要がある。 既存の漁港機能との調整が必要条件となる
計	32隻	2隻（既存施設の活用） 120隻（漁港・港湾の活用） 計 122隻	

3. 不法係留に対する警告等の実施について

今回、実態調査に合わせ、河川区域内に無断で係留することは不法であることを警告するチラシを掲示した。



チラシ(警告文)の内容

(おもて)

船舶を係留されている皆様へ

**河川区域内（護岸等）に無断で
工作物を設置し船舶を係留する
ことは、河川法の規定に違反して
いますので撤去・移動をお願いし
ます。**

国土交通省 遠賀川河川事務所

(河川管理者)
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 占用調整課
〒822-0013 福岡県直方市清堀1丁目1-1
電話 0949-22-1830 (代)
ファクシミリ 0949-23-3487
メールアドレス onga@qsr.mlit.go.jp

平成21年9月

(うら)

**『西川利用対策会議』について
～秩序ある水面利用を検討～**

現在、河川管理者である遠賀川河川事務所では、河川水面を係留船重点撤去区域に指定することを目指しています。

そのため、本年5月より安全で快適に川を利用するため、国・自治体(芦屋町・遠賀町)・地域住民・漁協・船舶使用者等からなる、西川利用対策会議を設置しその議論を進めております。

この西川利用対策会議の議論を活発化させるため、**河川に係留されている方々のご意見を募集いたします。**ご面倒ですが文章(手紙・ファクシミリ・メール)にて“占用調整課宛”にお知らせいただければ幸いです。(書式は自由です)

(西川利用対策会議 事務局)
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 占用調整課
〒822-0013 福岡県直方市清堀1丁目1-1
電話 0949-22-1830 (代)
ファクシミリ 0949-23-3487
メールアドレス onga@qsr.mlit.go.jp

平成21年9月

チラシ(警告文)掲示に対する反応について

意見の 表明方法	件数	質問・意見内容
来所	1件	1.何時から強制的に撤去するのか 2.河川内の暫定係留は認めないのか (地元と共存共栄を図っていきたい) 3.脇田フィッシャリーナは、何時完成するか 4.西川利用対策会議の内容について 5.今まで放置した国の責任に対する意見
電話	4件	
ファクシミリ メール	2件	
調査中にお ける口頭	4件	
計	11件	

平成21年10月末までの意見

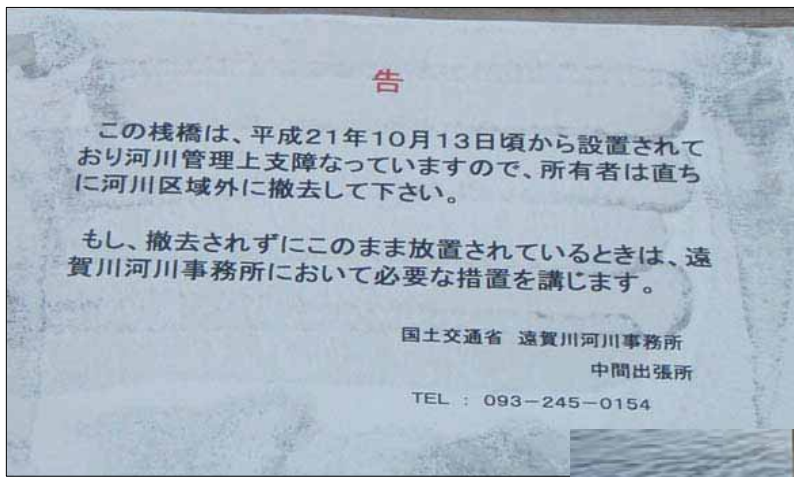
不法棧橋告知看板設置(本川・左岸・1km200m付近)

新たに不法係留棧橋が設けられたことから、その棧橋撤去の告知看板の設置を行った。

その結果、告知看板設置の翌日には不法棧橋の自主撤去が行われた。

遠賀川(左岸)1k200付近不法棧橋 (H21.10.21)





告知内容と設置

H21. 10. 22に撤去されていることを確認（前日の告知看板後撤去）



4. 廃船に対する対応

～西川の河川区域内の陸上にある船舶の扱い～

西川の河川区域内の陸上にある船舶数

場所	全体 (19隻)	新西川橋 ～祇園橋	島津橋 ～新西川橋	島津橋より 上流
右岸	10隻 (うち、検査済み2隻)	5隻 (うち、検査済み0隻)	5隻 (うち、検査済み2隻)	0隻 (うち、検査済み0隻)
左岸	9隻 (うち、検査済み1隻)	3隻 (うち、検査済み0隻)	4隻 (うち、検査済み1隻)	2隻 (うち、検査済み0隻)



廃船となっているもの

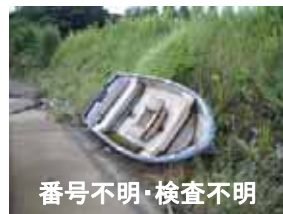


検査済のもの(船台等の上にある等)

右岸



左岸



赤枠の写真は検査済 枠無しは検査切れまたは不明

西川の河川内に陸上放置されている船舶のうち、所有者が特定できない船については、**廃棄物として処理する方向**で検討を考えたい。

陸上放置は19隻あるが、そのうち3隻は検査済であることから、残りの16隻が対象



新潟県の阿賀野川(国管理区間)では、1ヶ月の告知ののち、廃棄物として処理している

写真

告 知

この写真の船舶については、
廃棄物と判断しましたので、
平成21年6月28日を過ぎてもこのまま放置されているときは、
廃棄物として処分いたします。

看板設置日 平成21年5月29日

国土交通省
阿賀野川河川事務所
胡桃山出張所

(問い合わせ先)
電話 025(386)7181

写真

脇田漁港フィッシャリーナ整備事業について

北九州市役所
産業経済局農林水産部水産課

1 事業目的

- ① 漁業活動の円滑化・生産性の向上
- ② 漁村の活性化
- ③ 海洋レクリエーションの拠点づくり

2 整備等の概要

- ① 海上の簡易係留施設
- ② トイレ
- ③ 駐車場
- ④ 所有者による船体管理

3 入艇の条件等

- ① ルールづくりに参加、ルールの遵守
- ② 保険の加入
- ③ 標識やレーダー反射板の設置
- ④ 入出港時間の制限
- ⑤ 係留料金

4 今後の予定

- ① 供用開始
- ② 料金決定
- ③ 募集開始

5 その他（質疑応答）

※フィッシャリーナとは、

漁港区域内に、プレジャーボート等を分離・収容する施設（水産庁がフィッシュ「魚」とアリーナ「劇場」を組み合わせでつくった造語）で、プレジャーボート利用者や漁港を訪れる市民を対象にした周辺施設を含めた総称のこと。